

## ○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(工事設計認証の審査等)

## 第十七条 〔略〕

## 〔2・3 略〕

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第九号から第十一号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備（法第三十八条の二の二第二項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。）の提出がされなかった場合に限る。

## 〔一〇八 略〕

九 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものをいう。以下同じ。）

## 〔十・十一 略〕

~~十二 ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子（ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備について変更の工事（電波の型式（変調方式を含む。）、周波数及び空中線電力の変更並びにその他設備規則に定める条件に適合する範囲内において行う変更に係るものに限る。第十九条第四項、第三十五条第四項、第三十九条第二項第四号及び第四十条において同じ。）を行うものであつて、様式第七号注五ロの規定により当該適合表示無線設備の工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とするものとして工事設計認証を行つた場合に限る。第三十二条第四項第十二号において同じ。）~~

~~十三 〔略〕~~

## 〔5・6 略〕

7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

## 〔8〽10 略〕

(検査記録の作成等)

## 第十九条 〔略〕

## 〔一〽六 略〕

## 〔2・3 略〕

4 ソフトウェアの書換えによつて行う適合表示無線設備の変更の工事について様式第七号注五ロの規定により当該適合表示無線設備の工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とするものとして工事設計認証を受けた特定無線設備にあつては、ソフトウェアの書換えを行うプログラムを特定無線設備の設置者、所有者又は占有者に提供する前に、当該プログラムによりソフトウェアの書換えを行つた特定無線設備が認証工事設計に合致することを認証取扱業者が確認することをもつて検査を行つたものとみなして、この条の規定を適用する。この場合において

(工事設計認証の審査等)

## 第十七条 〔同上〕

## 〔2・3 同上〕

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第九号から第十一号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備（法第三十八条の二の二第二項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。）の提出がされなかった場合に限る。

## 〔一〽八 同上〕

九 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものをいう。）

## 〔十・十一 同上〕

## 〔新設〕

~~十二 〔同上〕~~

## 〔5・6 同上〕

7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第十号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

## 〔8〽10 同上〕

(検査記録の作成等)

## 第十九条 〔同上〕

## 〔一〽六 同上〕

## 〔2・3 同上〕

## 〔新設〕

「第一項第二号中「場所」とあるのは、「ソフトウェアの書換えを行うプログラムを特定無線設備の設置者、所有者又は占有者に提供する方法」とする。

(運用)

第二十一条 第九条及び第十三条の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第十条、第十一条、第十四条及び第十五条の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十三条第一項及び第二項中「法第三十八条の十二」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十二」と、同条第二項第二号から第六号までの規定中「技術基準適合証明」とあるのは「工事設計認証」と、同項第三号及び第四号中「特定無線設備」とあるのは「工事設計に基づく特定無線設備」と、同号中「名称及び製造番号」とあるのは「名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項	法第三十八条の九	法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の九
第十条及び第十一条	法第三十八条の十	法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十
第十条第四号及び第五号ロ	第六条第二項各号	第六条第二項各号(第十七条第二項において準用する場合を含む。)
第十三条第一項	八 技術基準適合証明番号及び技術基準適合証明をした年月日	八 工事設計認証番号及び工事設計認証をした年月日 九 ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子
第十四条	法第三十八条の十六第一項	法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十六第一項
第十五条	法第三十八条の十八第三項	法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十八第三項

(工事設計認証の審査等)

第三十三条 「略」

「2・3 略」

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出する。

(運用)

第二十一条 第九条及び第十三条の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第十条、第十一条、第十四条及び第十五条の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第九条第一項中「法第三十八条の九」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の九」と、第十条及び第十一条中「法第三十八条の十」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十」と、第十条第四号及び第五号ロ中「第六条第二項各号」とあるのは「第六条第二項各号(第十七条第二項において準用する場合を含む。)」と、第十三条第一項及び第二項中「法第三十八条の十二」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十二」と、同条第一項第三号及び第四号中「特定無線設備」とあるのは「工事設計に基づく特定無線設備」と、同号中「名称及び製造番号」とあるのは「名称」と、同項第八号中「技術基準適合証明番号」とあるのは「工事設計認証番号」と、第十四条中「法第三十八条の十六第一項」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十六第一項」と、第十五条中「法第三十八条の十八第三項」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十八第三項」と読み替えるものとする。

(工事設計認証の審査等)

第三十三条 「同上」

「2・3 同上」

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出する。

務大臣に提出しなければならない。ただし、第九号から第十一号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備（法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。）の提出がされなかった場合に限る。

「二〽八 略」

九 工事設計認証に係る設計に基づく特定無線設備の写真等

十 別表第三号二において準用する別表第一号一③の規定による特性試験の結果

十一 工事設計認証をした証明書の写し

十二 ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子

十三 公示を希望する日

「5・6 略」

7 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

「8・9 略」

（検査記録の作成等）

第三十五条 「略」

「一〽六 略」

「2・3 略」

4 ソフトウェアの書換えによつて行う適合表示無線設備の変更の工事について様式第七号注五(2)の規定により当該適合表示無線設備の工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とするものとして工事設計認証を受けた特定無線設備にあつては、ソフトウェアの書換えを行うプログラムを特定無線設備の設置者、所有者又は占有者に提供する前に、当該プログラムによりソフトウェアの書換えを行つた特定無線設備が認証工事設計に合致することを認証取扱業者が確認することをもつて、検査を行つたものとみなして、この条の規定を適用する。この場合において、第一項第二号中「場所」とあるのは、「ソフトウェアの書換えを行うプログラムを特定無線設備の設置者、所有者又は占有者に提供する方法」とする。

（運用）

第三十七条 第二十八条、第二十九条及び第三十一条の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十条の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第二十八条、第二十九条並びに第三十条第一項及び第二項中「法第三十八条の三十一第四項」とあるのは「法第三十八条の三十一第六項」と、同条第一項第一号から第六号までの規定中「技術基準適合証明」とあるのは「工事設計認証」と、同項第三号及び第四号中「特定無線設備」とあるのは「工事設計に基づく特定無線設備」と、同号中「名称及び製造番号」とあるのは「名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

しなければならない。

「一〽八 同上」

「新設」

「新設」

「新設」

「新設」

「新設」

「5・6 同上」

7 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

「8・9 同上」

（検査記録の作成等）

第三十五条 「同上」

「一〽六 同上」

「2・3 同上」

「新設」

（運用）

第三十七条 第二十八条、第二十九条及び第三十一条の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十条の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第二十八条、第二十九条並びに第三十条第一項及び第二項中「法第三十八条の三十一第四項」とあるのは「法第三十八条の三十一第六項」と、第二十八条第三号及び第四号ロ中「第二十五条第二項各号」とあるのは「第二十五条第二項各号（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」と、第三十条第一項第三号及び第四号中「特定無線設備」とあるのは「工事設計に基づく特定無線設備」と、同号中「名称及び製造番号」とあるのは「名称」と、同項第八号中「技術基準適合証明番号」とある

えるものとする。

第二十八條第三号及び第四号ロ	第二十五條第二項各号	第二十五條第二項各号(第三十條第二項において適用する場合を含む。)
第三十條第二項	ハ 技術基準適合証明番号及び技術基準適合証明をした年月日 ロ 技術基準適合証明をした年月日	ハ 工事設計認証番号及び工事設計認証をした年月日 九 ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子
第三十一條	法第三十八條の三十一第二項	法第三十八條の三十一第六項において適用する同條第二項

(検証等)

第三十九條 「略」

2 製造業者又は輸入業者は、法第三十八條の三十三第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載し、又は添付した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

「一〜三 略」

四 ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子(ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備について変更の工事を行うものであつて、様式第十四号注四の規定により当該適合表示無線設備の識別番号を新たな識別番号とするものとして特別特定無線設備の技術基準適合自己確認を行った場合に限る。第十二項第七号において同じ。)

「3〜11 略」

12 法第三十八條の三十三第六項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

「一〜六 略」

七 ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子

八 「略」

「13 略」

(検査記録の作成)

第四十條 「略」

「一〜六 略」

「2・3 略」

4 ソフトウェアの書換えによつて行う適合表示無線設備の変更の工事について様式第十四号注四の規定により当該適合表示無線設備の識別番号を新たな識別番号とするものとして法第三十八條の三十三第三項の届出をした特別特定無線設備にあつては、ソフトウェアの書換えを行うプログラムを特別特定無線設備の設置者、所有者又は占有者に提供する前に、当該プログラムによりソフトウェアの書換えを行った特別特定無線設備が届出を行った工事設計に合致することを届出業者が確認することをもつて、検査を行ったものとみなして、この條の規定を適用するものとする。

のは「工事設計認証番号」と、第三十一條中「法第三十八條の三十一第二項」とあるのは「法第三十八條の三十一第六項において適用する同條第二項」と読み替えるものとする。

(検証等)

第三十九條 「同上」

2 製造業者又は輸入業者は、法第三十八條の三十三第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

「一〜三 同上」

「新設」

「3〜11 同上」

12 法第三十八條の三十三第六項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

「一〜六 同上」

「新設」

七 「同上」

「13 同上」

(検査記録の作成)

第四十條 「同上」

「一〜六 同上」

「2・3 同上」

「新設」

る。この場合において、第一項第二号中「場所」とあるのは、「ソフトウェアの書換えを行うプログラムを特別特定無線設備の設置者、所有者又は占有者に提供する方法」とする。

別表第二号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

〔一・二 略〕

二 申込設備の写真等並びに特性試験の試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験の結果を記入した書類が提出された場合は、当該申込設備の提出を要しないものとし、申込設備に代えて当該申込設備の写真等と申込設備の工事設計書とを対比照合することにより対比照合審査を、また、特性試験に代えて当該試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験結果を記載した書類により適合性の審査を行うことができる。この場合において、登録証明機関は、提出された書類が次の各号に適合するものであるかどうかの確認を適切に行わなければならない。

〔1・2 略〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 第二から第七までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

長          辺	工 事 設 計 書				
	1 通信方式				
	2 送 信 機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		(3) 発振			
		(4) 変調			
		(5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
	3 空中線	(1) 型式及び構成		(2) 利得	
	4 附属装置等の種類及び型式又は名称				
	5 その他の工事設計		(1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備であることの申告		

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

〔一・二 同上〕

二 申込設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものをいう。以下同じ。）並びに特性試験の試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験の結果を記入した書類が提出された場合は、当該申込設備の提出を要しないものとし、申込設備に代えて当該申込設備の写真等と申込設備の工事設計書とを対比照合することにより対比照合審査を、また、特性試験に代えて当該試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験結果を記載した書類により適合性の審査を行うことができる。この場合において、登録証明機関は、提出された書類が次の各号に適合するものであるかどうかの確認を適切に行わなければならない。

〔1・2 同上〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

長          辺	工 事 設 計 書				
	1 通信方式				
	2 送 信 機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		(3) 発振			
		(4) 変調			
		(5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
	3 空中線	(1) 型式及び構成		(2) 利得	
	4 附属装置等の種類及び型式又は名称				
	5 その他の工事設計		(1)		
		(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認			

	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有  (2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 <input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。  (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： ) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①から③まで以外の無線設備  (4) 電波の発射範囲の確認 <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①から③までで申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。
6 添付図面等	無線設備系統図
7 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1・2 略]

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

[(1) 略]

[削る]

	<input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。  (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： ) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備  (4) 電波の発射範囲の確認 <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。
6 添付図面等	無線設備系統図
7 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1・2 同左]

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

[(1) 同左]

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号、第54号の4又は第54号の6に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz(同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

(2) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

[4～7 略]

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

(3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の3まで、第21号の3、第54号の2の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

- ア 715MHzを超え748MHz以下及び770MHzを超え803MHz以下の周波数帯
- イ 815MHzを超え845MHz以下及び860MHzを超え890MHz以下の周波数帯
- ウ 900MHzを超え915MHz以下及び945MHzを超え960MHz以下の周波数帯
- エ 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下及び1475.9MHzを超え1510.9MHz以下の周波数帯
- オ 1710MHzを超え1785MHz以下及び1805MHzを超え1880MHz以下の周波数帯
- カ 1888.5MHzを超え1916.6MHz以下の周波数
- キ 1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数帯
- ク 2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数帯
- ケ 2,545MHzを超え2,655MHz以下の周波数帯
- コ 3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数帯
- サ 3.6GHzを超え4.1GHz以下の周波数帯
- シ 4.5GHzを超え5.0GHz以下の周波数帯
- ス 25.25GHzを超え27.5GHz以下の周波数帯
- セ 26.5GHzを超え29.5GHz以下の周波数帯

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の4に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔を「通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

(6) 第2条第1項第10号の2又は第11号の20の4から第11号の20の6までに掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲を「1925MHz(同時送信可能な周波数は1920.14MHzから1929.86MHzまでのうち連続した最大9.72MHz幅)」のように付記すること。

[4～7 同左]

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第11号の21、第11号の21の2、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(

〔(2) 略〕

〔9 略〕

10 5の欄は、次によること。

(1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備であることの該当の有無について□にレ印を付けること。

〔(2)～(6) 略〕

〔11・12 略〕

〔第二 略〕

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書			
1 通信方式			
2 送信機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 発振		
	(4) 変調		
3 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
4 空中線	(1) 型式及び構成		(2) 利得
5 附属装置等の種類及び型式又は名称			
6 その他の工事設計		(1)	

長

辺

第2条第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

〔(2) 同左〕

〔9 同左〕

10 5の欄は、次によること。

(1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

〔(2)～(6)〕

〔11・12 同左〕

〔第二 同左〕

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書			
1 通信方式			
2 送信機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 発振		
	(4) 変調		
3 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
4 空中線	(1) 型式及び構成		(2) 利得
5 附属装置等の種類及び型式又は名称			
6 その他の工事設計		(1)	

長

辺

	<p>(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。</p> <p>(3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> 有</p> <p><input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： )</p> <p><input type="checkbox"/> ②微弱無線設備</p> <p><input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備</p> <p><input type="checkbox"/> ④上記①から③まで以外の無線設備</p> <p>(4) 電波の発射範囲の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①から③までで申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。</p>
7 同一認証番号を求め るソフトウェアアップ デート	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
8 添付図面等	無線設備系統図
9 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～10 略]

11 7の欄は、次によること。

- (1) ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備について変更の工事（電波の型式（変調方式を含む。）、周波数及び空中線電力の変更並びにその他設備規則に定める条件に適合する範囲内において行う変更に係るものに限る。）を行うものであつて、様式第7号注5(2)の規定により当該適合表示無線設備の工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とするものとして工事設計認証をを求める場合、又は様式第14号注4の規定により当該適合表示無線設備の識別番号を新たな識別番号とするものとして法第38条の33第3項に基づく届出をする場合に限り、「有」の□にレ印を付けること。
- (2) 「有」の□にレ印を付した場合は、ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別する

	<p>(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。</p> <p>(3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> 有</p> <p><input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： )</p> <p><input type="checkbox"/> ②微弱無線設備</p> <p><input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備</p> <p><input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備</p> <p>(4) 電波の発射範囲の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。</p>
7 添付図面	無線設備系統図
8 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～10 同左]

[新設]

ための識別子を記載した書面を添付すること。

(記載例：メーカー名等・用途等 (●●用) ver1.1以降)

12 8の欄の添付図面の記載等は、次によること。

[ (1) ~ (3) 略 ]

13 9の欄は、次によること。

[ (1) ~ (9) 略 ]

[第四 略]

第五 地球局 (第七に掲げるものを除く。)、航空機地球局又は携帯移動地球局 (第七に掲げるものを除く。) に使用するための無線設備の工事設計書

長

工 事 設 計 書				
1 通信方式				
2 送 信 機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の 型式及び周波数の範 囲	
	(3) 発 振		(4) 変 調	
	(5) 最大電力密度			
	(6) 高周波濾波器			
	(7) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
3 受信機の受信可能な 電波の型式及び周波数 の範囲				
4 空 中 線 系	(1) 型式及び構成	(2) 利 得	(3) 周波数	
	(4) 偏波面	(5) 給電線等損失		

11 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。

[ (1) ~ (3) 同左 ]

12 8の欄は、次によること。

[ (1) ~ (9) 同左 ]

[第四 同左]

第五 地球局 (設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局を除く。)、航空機地球局又は携帯移動地球局 (設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局及び設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局を除く。) に使用するための無線設備の工事設計書

長

工 事 設 計 書				
1 通信方式				
2 送 信 機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の 型式及び周波数の範 囲	
	(3) 発 振		(4) 変 調	
	(5) 最大電力密度			
	(6) 高周波濾波器			
	(7) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
3 受信機の受信可能な 電波の型式及び周波数 の範囲				
4 空 中 線 系	(1) 型式及び構成	(2) 利 得	(3) 周波数	
	(4) 偏波面	(5) 給電線等損失		

5 衛星追尾装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	6 インターロック装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	7 自動停波装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8 附属装置の種類及び型式又は名称					
9 その他の工事設計		<p>(1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備であることの申告</p> <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <p>(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認</p> <input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から8の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 <p>(3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告</p> <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： ) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①から③まで以外の無線設備 <p>(4) 電波の発射範囲の確認</p> <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①から③までで申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。			
10 同一認証番号を求めるソフトウェアアップデート		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			

辺

5 衛星追尾装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	6 インターロック装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	7 自動停波装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8 附属装置の種類及び型式又は名称					
9 その他の工事設計		<p>(1)</p> <p>(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認</p> <input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から8の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 <p>(3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告</p> <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： ) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備 <p>(4) 電波の発射範囲の確認</p> <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。			
10 添付図面等		(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図			
11 参考事項		無線設備の型式又は名称			

辺

短

辺

(日本産業規格A列4番)

11 添付図面等	(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図
12 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～14 略]

15 9の欄は、次によること。

(1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備であることの該当の有無について該当する□にレ印を付けること。

[(2)～(6) 略]

16 10の欄は、次によること。

(1) ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備について変更の工事（電波の型式（変調方式を含む。）、周波数及び空中線電力の変更並びにその他設備規則に定める条件に適合する範囲内において行う変更に係るものに限る。）を行うものであって、様式第7号注5(2)の規定により当該適合表示無線設備の工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とするものとして工事設計認証を求める場合、又は様式第14号注4の規定により当該適合表示無線設備の識別番号を新たな識別番号とするものとして法第38条の33第3項に基づく届出をする場合に限り、「有」の□にレ印を付けること。

(2) 「有」の□にレ印を付した場合は、ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子を記載した書面を添付すること。

(記載例：メーカー名等・用途等 (●●用) ver1.1以降)

17 11の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1) 11の欄の(1)の図面は、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。

(2) 11の欄の(2)の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、第2条第1項第9号、第9号の2、第30号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え、交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第7項に規定するインマルサットB G A N型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第3号ハの条件に適合することを説明した資料を添付すること。

[(3)～(5) 略]

18 12の欄は、次によること。

[注1～14 同左]

15 9の欄は、次によること。

(1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

[(2)～(6) 同左]

[新設]

16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1) 10の欄の(1)の図面は、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。

(2) 10の欄の(2)の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、第2条第1項第9号、第9号の2、第30号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え、交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第7項に規定するインマルサットB G A N型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第3号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

[(3)～(5) 同左]

17 11の欄は、次によること。

〔(1)・(2) 略〕

〔第六 略〕

第七 携帯無線通信を行う無線局、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、ローカル5Gの無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。）及び携帯移動地球局（設備規則第49条の23の7又は第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。）に使用するための無線設備の工事設計書

長

辺

工 事 設 計 書			
1 通信方式			
送 信 機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 変調		
	(4) 製造者名等	製造者名	型式又は名称
3 空中線		(1) 型式及び構成	(2) 利得
4 給電線等		給電線損失 (dB)	
		共用器損失 (dB)	
		その他の損失 (dB)	
5 附属装置等の種類及び型式又は名称			
6 その他の工事設計		(1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備であることの申告 <input type="checkbox"/> 無	

〔(1)・(2) 同左〕

〔第六 同左〕

〔新設〕

	<input type="checkbox"/> 有 (2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 <input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別：_____) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①から③まで以外の無線設備 (4) 電波の発射範囲の確認 <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①から③までで申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。
7 同一認証番号を求め るソフトウェアア ップデート	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
8 添付図面等	無線設備系統図
9 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

注 1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載すること。

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。ただし、無線設備の送信空中線の絶対利得に応じて空中線電力の許容値が規定されている場合であつて、当該許容値が異なる1又は2以上の空中線を使用するときは

、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

(記載例) X7W 20W (17dBi)

3.2W (25dBi)

3 2の(2)の欄は次によること。

(1) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号、第54号の4又は第54号の6に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1,930.0MHz（同時送信可能な周波数は1,925.32MHzから1,934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の4まで、第21号の3、第53号、第54号の2から第54号の3まで若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

ア 715MHzを超え748MHz以下及び770MHzを超え803MHz以下の周波数帯

イ 815MHzを超え845MHz以下及び860MHzを超え890MHz以下の周波数帯

ウ 900MHzを超え915MHz以下及び945MHzを超え960MHz以下の周波数帯

エ 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下及び1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下の周波数帯

オ 1,710MHzを超え1,785MHz以下及び1,805MHzを超え1,880MHz以下の周波数帯

カ 1,888.5MHzを超え1,916.6MHz以下の周波数帯

キ 1,920MHzを超え1,980MHz以下及び2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数帯

ク 2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数帯

ケ 2,545MHzを超え2,655MHz以下の周波数帯

コ 3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数帯

サ 3.6GHzを超え4.1GHz以下の周波数帯

シ 4.5GHzを超え5.0GHz以下の周波数帯

ス 25.25GHzを超え27.5GHz以下の周波数帯

セ 26.5GHzを超え29.5GHz以下の周波数帯

(3) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の4に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局又は高高度基地局のチャンネル間隔を「通信の相手方となる基地局（通

信の相手方が高高度基地局の場合にあつては、高高度基地局)のチャンネル間隔は、5 MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

(4) 第2条第1項第10号の2又は第11号の20の4から第11号の20の6までに掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲を「1,925MHz(同時送信可能な周波数は1,920.14MHzから1,929.86MHzまでのうち連続した最大9.72MHz幅)」のように付記すること。

(5) 設備規則第49条の6の9に規定する通信方式と設備規則第49条の6の13に規定する通信方式を組み合わせる二以上の搬送波を同時に用いて一体として通信を行う無線設備を通信の相手方とする無線設備であつて、設備規則第49条の6の13に規定する通信方式の搬送波の周波数を指定する値から7.5kHz高く偏移させて電波発射するもの場合は、周波数等の末尾に「【DSS運用】」のように付記すること。

4 2の(4)の欄は、次によること。

(1) 送信機の製造者名等を記載すること。

(2) 工事設計認証又は技術基準適合自己確認の場合は、製造番号の記載を要しない。

5 3の(1)の欄は、次によること。

(1) 偏波面並びに輻射器、反射器又は導波器等がある場合は、その区別及び素子数を記載すること。

(2) 構成が複雑なため記載が困難なときは、構成は添付図面のとおりである旨を当該欄に記載すること。この場合において、空中線の構成を示す図面を添付しなければならない。

6 3の(2)の欄は、25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、基地局、陸上移動中継局及び地球局に使用する無線設備以外のものにあつては、2以上の空中線を使用する場合、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。また、基地局、陸上移動中継局及び地球局に使用する無線設備にあつては、2の(2)の欄に複数の搬送波の周波数帯を記載した場合は、周波数帯毎の最大利得を記載すること。

7 4の欄は、基地局、陸上移動中継局及び地球局に使用する無線設備に限り記載すること。

この場合において、給電線、共用器及び減衰器等その他外部の転換装置について、それぞれの損失が最小となるものに限り、その値(小数点以下を含む場合は、これを四捨五入する。)を記載するとともに、型式等を記載した資料及び写真等を添付すること。

8 5の欄は、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有する場合は「周波数等を維持する機能」と記載すること。

9 6の欄は、次によること。

(1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備であることの該当の有無について□にレ印を付けること。

(2) (2)は、申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にレ印を付け

ること。

(3) (3)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの□にレ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第2条第1項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。

(4) 微弱無線設備とは、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。

(5) 同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち、当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。

(6) (4)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び(3)①から③までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを申込者が確認し、□にレ印を付けること。また、(3)④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。以下同じ。）を受けた場合は、(4)で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を発射することを妨げない。

10 7の欄は、次によること。

(1) ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備について変更の工事（電波の型式（変調方式を含む。）、周波数及び空中線電力の変更並びにその他設備規則に定める条件に適合する範囲内において行う変更に係るものに限る。）を行うものであつて、様式第7号注5(2)の規定により当該適合表示無線設備の工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とするものとして工事設計認証を求める場合、又は様式第14号注4の規定により当該適合表示無線設備の識別番号を新たな識別番号とするものとして法第38条の33第3項に基づく届出をする場合に限り、「有」の□にレ印を付けること。

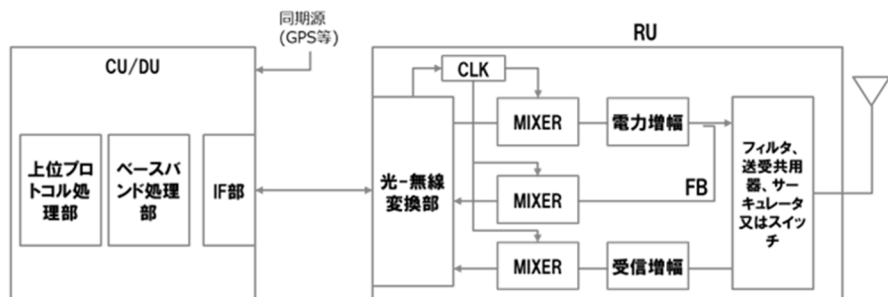
(2) 「有」の□にレ印を付した場合は、ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子を記載した書面を添付すること。

（記載例：メーカー名等・用途等（●●用） ver1.1以降）

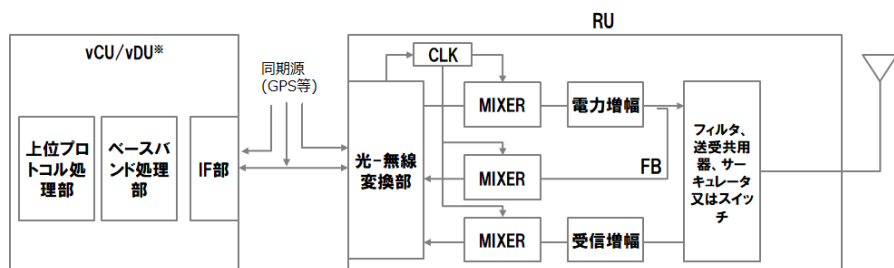
11 8の欄は、次によること。

(1) 無線設備系統図は、信号処理部、発振部、変復調部、電力増幅部及びその他付加装置のそれぞれ又はそれらの一部を構成する半導体集積回路の名称及び用途並びに電源の電圧を記載すること。また、2以上の空中線を使用する場合であつて、各空中線から送信される搬送波の周波数帯が異なる場合にあつては、空中線ごとに発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を記載すること。

（記載例1：携帯無線通信を行う基地局に使用する無線設備）

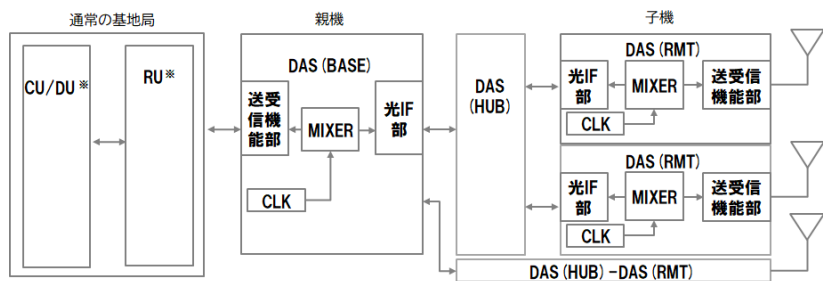


(記載例 2 : 携帯無線通信を行う基地局に使用する無線設備 (ソフトウェアにより無線設備の機能の一部を実現するもの。))



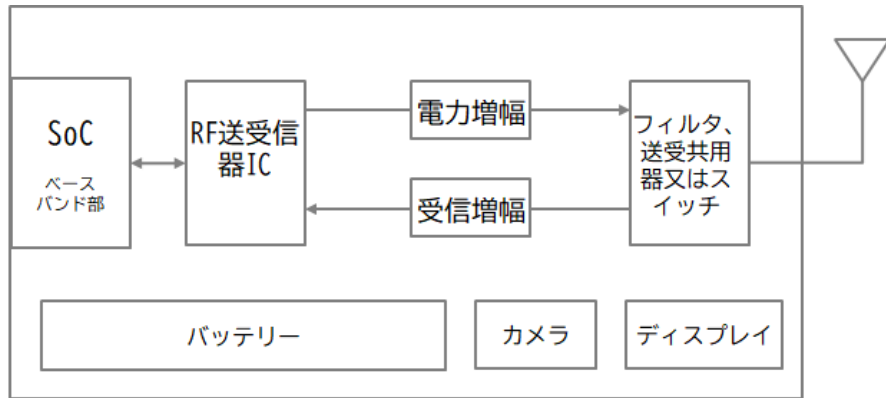
※ ハードウェアは電子計算機を使用する。

(記載例 3 : 携帯無線通信を行う基地局に使用する無線設備 (分散型アンテナシステムの基地局 (基地局から発射される電波を複数の送受信装置に分配し、各送受信装置から発射される電波が一体として一の基地局の役務の提供に係る区域を構成する基地局をいう。以下同じ。)) に使用するもの))



※ CU/DU/RU部は、通常基地局、O-RAN/vRAN基地局と同一であるため内部の系統については記載は省略する。

(記載例4：携帯無線通信を行う陸上移動局に使用する無線設備)



- (2) 筐体を容易に開けることができないこと等の無線設備の構造に関する技術基準に適合することを説明した当該無線設備の構造及び形状の概要を示す図面を添付すること（当該技術基準に係る無線設備に限る。）。
- (3) 設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を有する無線設備については、当該機能を実現するための構造及び同条に規定する外部参照信号の周波数精度を記した図面を添付し、設備規則第9条の6に規定する自動出力補正機能を有する無線設備については、当該機能を実現するための構造及び当該機能が保証する空中線電力の偏差の範囲を記した図面を添付すること。
- (4) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）に記載した資料を添付すること。
- (5) 設備規則第14条の2第2項に規定する人体頭部にばく露される電波の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。
- (6) 基地局、陸上移動中継局及び地球局に使用する無線設備にあつては、無線通信を制御する伝送方式が国際規格等に準拠したものである場合は、電子計算機（発振部、変調部及び高周波部を構成するものを除く。）の型式等の記載及び写真等の提出を要しない。ただし、当該電子計算機を動作させるソフトウェアについては、国際規格等に準拠する旨を記載

すること。

(記載例：eCPR Iに準拠)

(7) 分散型アンテナシステムの基地局に使用する無線設備にあつては、無線設備系統図において、基地局の送受信装置、基地局と通信を行う送受信装置、電波を光信号その他電気信号(有線電気通信法第2条第2項に規定する有線電気通信設備の伝送路において伝送するものに限る。)に変換する装置、当該信号を高周波信号に変換する装置及び当該高周波信号の電波を送受信する送受信装置(全て同一の型式である場合に限る。)の組合せによる設備構成を示すこと。また、基地局の送受信装置が既に認証等を受けている特定無線設備である場合にあつては、認証等を受けようとする登録証明機関又は承認証明機関が対比照合審査を適切に行うことができる場合に限り、当該基地局に使用する無線設備の技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載することより写真等の提出を要しない。

(8) 6の欄の(3)④で申告した無線設備について、工事設計(送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。)を記載した資料を添付すること。

12 9の欄は、次によること。

(1) 対比照合審査を行うときにおいて無線設備を開閉することが困難である場合及び(2)に該当する場合は、写真等を添付すること。

(2) 基地局、陸上移動中継局及び地球局に使用する無線設備の場合において、総務大臣が別に告示する発射する電波の特性に影響がないと想定される部品について登録証明機関又は承認証明機関の確認を受ける場合は、(1)の写真等にその部品を明示すること。

(3) 試験用プログラム、コネクタその他の特性試験を行うために特に必要な物件がある場合は、その名称及び種類を記載すること。

別表第四号 工事設計認証に係る確認方法書の記載事項(第十七条及び第三十二条関係)

工事設計認証に係る確認方法書の記載事項は、次表に掲げる事項その他必要な事項とする。

【一・二 略】		
二	特定無線設備の検査	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明(ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備について変更の工事(電波の型式(変調方式を含む)、周波数及び空中線電力の変更並びにその他設備規則に定める条件に適合する範囲内において行う変更に係るものに限る。)を行うものであつて、様式第七号注五②の規定により当該適合表示無線設備の工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とするものとして工事設計認証を求める場合にあつては、ソフトウェアの書換えを行った特定無線設備が認証工事設計に合致することを確認する方法、ソフトウェアの書換

別表第四号 工事設計認証に係る確認方法書の記載事項(第十七条及び第三十二条関係)

工事設計認証に係る確認方法書の記載事項は、次表に掲げる事項その他必要な事項とする。

【一・二 略】		
二	特定無線設備の検査	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明

	えを行うプログラムを特定無線設備の設置者、所有者又は占有者に提供する方法及び第二十一条において準用する第十三条第一項又は第三十七条において準用する第三十条第一項に定めるソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子を特定無線設備の映像面又は当該特定無線設備に接続した表示装置の映像面に明瞭な状態で表示する方法の説明を含む。）
[四・五 略]	

様式第5号（第6条、第17条、第25条及び第33条関係）

技術基準適合証明等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

第38条の6第2項

電波法 第38条の24第3項において準用する同法第38条の6第2項  
第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項 の規定により、下記  
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第2項

のとおり報告します。

記

1 特定無線設備の技術基準適合証明

[表 略]

2 特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けた者の氏名	工事設計認証を受けた者の住所	工事設計認証に係る工事設計に	工事設計認証に係る工事設計に	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線	周波数等を維持する機能を有す	設備規則第14条の2第1項の規	工事設計認証をした年月日	第17条第4項第9号から第12号ま	公示を希望する日
----------------	----------------	----------------	----------------	----------	----------------	----------------	-----------------	--------------	-------------------	----------

[四・五 略]	

様式第5号（第6条、第17条、第25条及び第33条関係）

技術基準適合証明等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

第38条の6第2項

電波法 第38条の24第3項において準用する同法第38条の6第2項  
第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項 の規定により、下記  
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第2項

のとおり報告します。

記

1 特定無線設備の技術基準適合証明

[表 同左]

2 特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けた者の氏名	工事設計認証を受けた者の住所	工事設計認証に係る工事設計に	工事設計認証に係る工事設計に	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線	周波数等を維持する機能を有す	設備規則第14条の2第1項の規	工事設計認証をした年月日	第17条第4項第9号から第11号ま	公示を希望する日
----------------	----------------	----------------	----------------	----------	----------------	----------------	-----------------	--------------	-------------------	----------

又は 名称	及び 法人 にあ つて は、 その 代表 者の 氏名	基 づ く 特 定 無 線 設 備 の 種 別	基 づ く 特 定 無 線 設 備 の 型 式 又 は 名 称		電力	る 無 線 設 備 で あ る 場 合 に は、 そ の 旨	定 が 適 用 さ れ る 無 線 設 備 で あ る 場 合 に は、 そ の 旨		で に 規 定 す る 事 項 の 記 載 又 は 添 付 (注1)	

注1 第17条第4項ただし書に該当する場合は、同項第12号に規定する変更の工事を行うもの（当該変更について様式第7号注5(2)の規定により当該適合表示無線設備の工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とするものとして工事設計認証を行ったものに限り。）である場合は、レ印を入れ、同項第9号から第12号までに掲げる事項を記載又は添付（同号に掲げる事項については、添付に限る。）をすること。

[2～5 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす

[図 略]

[注1～4 略]

5 工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は「-（ハイフン）」とし、5文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。
- (2) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないとき又は総務大臣が別に告示するところによるときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。

又は 名称	及び 法人 にあ つて は、 その 代表 者の 氏名	基 づ く 特 定 無 線 設 備 の 種 別	基 づ く 特 定 無 線 設 備 の 型 式 又 は 名 称		電力	る 無 線 設 備 で あ る 場 合 に は、 そ の 旨	定 が 適 用 さ れ る 無 線 設 備 で あ る 場 合 に は、 そ の 旨		で に 規 定 す る 事 項 の 記 載 又 は 添 付 (注1)	

注1 第17条第4項ただし書に該当する場合は、レ印を入れ、同項第9号から第11号までに掲げる事項を記載又は添付すること。

[2～5 同左]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす

[図 同左]

[注1～4 同左]

5 工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は「-（ハイフン）」とし、5文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。
- (2) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。

(3) (1)の規定は、(2)の場合について適用する。

様式第12号(第39条関係)

技術基準適合自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電波法第38条の33第2項の規定による技術基準適合自己確認をしたので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

[1～6 略]

7 同一識別番号を求めるソフトウェアアップデートの有無

有

無

[注1～7 略]

8 7の欄は、次によること。

(1) ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備について変更の工事（電波の型式（変調方式を含む。））、周波数及び空中線電力の変更並びにその他設備規則に定める条件に適合する範囲内において行う変更に係るものに限る。）を行うものであつて、様式第14号注4の規定により当該適合表示無線設備の識別番号を新たな識別番号とするものとして届出をする場合に限り、「有」の□にレ印を付けること。

(2) 「有」の□にレ印を付した場合は、ソフトウェアの名称及びその変更の状態を識別するための識別子（記載例のとおり。）を記載した書面を添付すること。

9 [略]

様式第14号（第41条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び識別番号を付加したものとす。

[図 略]

[注1～3 略]

[新設]

様式第12号(第39条関係)

技術基準適合自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電波法第38条の33第2項の規定による技術基準適合自己確認をしたので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

[1～6 略]

[新設]

[注1～7 略]

[新設]

8 [同左]

様式第14号（第41条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び識別番号を付加したものとす。

[図 同左]

[注1～3 同左]

4 識別番号の最初の6文字は届出番号とし、7文字目又は7文字目及び8文字目は特別特定無線設備の種別に従い様式第7号の注4の表で定めるとおりとし、8文字目及び9文字目又は9文字目又は10文字目は当該特別特定無線設備について技術基準適合自己確認の届出を行った西暦年数の十位以下を示す数字とする。ただし、届出工事設計について新たな技術基準適合自己確認を行い、総務大臣に届け出た場合は、当該届出工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないとき又は総務大臣が別に告示するところによるときに限り、当該届出工事設計に係る識別番号を新たな識別番号とすることができる。この場合において、当該識別番号に係る表示が付された特別特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。

4 識別番号の最初の6文字は届出番号とし、7文字目又は7文字目及び8文字目は特別特定無線設備の種別に従い様式第7号の注4の表で定めるとおりとし、8文字目及び9文字目又は9文字目又は10文字目は当該特別特定無線設備について技術基準適合自己確認の届出を行った西暦年数の十位以下を示す数字とする。

備考 表中の [ ] の記載及び技術規定の「」を省略せよとの表記部分を除く全件にわたる特許は特記しない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令の施行の際現になされている電波法第三十八条の六第一項（同法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）に基づく技術基準適合証明の求め又は同法第三十八条の二十四第二項（同法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）に基づく工事設計認証の求めについて、同法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関又は同法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関は、この省令による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第二号の様式にかかわらず、この省令による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第二号の様式により工事設計の審査を行うことができる。

## ○ 総務省告示第 号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注五(2)及び様式第十四号注四の規定に基づき、適合表示無線設備の工事設計認証番号又は識別番号を新たな工事設計認証番号又は識別番号とすることができる条件を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

一 次の各号のいずれかに該当するものであること。

- 1 発射する電波の特性に影響のない部品を新たな工事設計に追加する場合であつて、次のいずれにも適合するもの
  - (一) 追加しようとする部品は、当該部品を追加する前の工事設計に含まれる部品と同等以上の性能であること。
  - (二) 工事設計書の記載事項に変更が生じないこと。
  - (三) 無線設備系統図の変更が生じないこと（追加しようとする部品の型式又は名称が変更される場合を除く。）。
  - (四) 高周波部又は変調部を構成する一の半導体集積回路全体を変更するものではないこと。
- 2 空中線、給電線及び固定減衰器その他外部の轉換装置の変更（無線設備系統図の変更が生じる場

合を除く。)

3 携帯無線通信（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号。以下「設備規則」という。）第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。次項第二号(一)において同じ。）を行う無線局（陸上移動局を除く。以下この号において同じ。）、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムをいう。同項第二号(一)において同じ。）の無線局、ローカル5G（同条第十五号に規定するローカル5Gをいう。同項第二号(一)において同じ。）の無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（同条第四号の七に規定する無線通信をいう。同項第二号(一)において同じ。）を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）及び設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備（高周波部を除く。）の変更の工事を行うものであつて、次項に該当しないもの

一 ソフトウェアの書換えにより電波の型式（変調方式を含む。）、周波数及び空中線電力の変更並びにその他設備規則に定める条件に適合する範囲内において変更を行うものであつて、次の各号のいずれにも該当するものであること。

1 工事設計認証を受け、又は自己確認の届出をした特定無線設備の型式及びソフトウェアの変更の状態を識別するための識別子（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に基づく省令又は告示に

において無線設備を使用するための条件を表示することが定められている特定無線設備にあつては、当該条件を含む。) が、ソフトウェアの変更を行う前及び当該変更を行った後において、特定無線設備の映像面又は当該特定無線設備に接続した表示装置の映像面に明瞭な状態で表示されること。ただし、一の認証工事設計又は一の届出工事設計に基づき特定無線設備のいずれもが一の者において使用される場合であつて、特定無線設備ごとにソフトウェアの変更の状態を識別するための識別子が管理される場合は、この限りでない。

2 次のいずれかに該当する無線設備であること。

- (一) 携帯無線通信を行う無線局、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、ローカル 5 G の無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）及び電気通信業務を行うことを目的とする無線局（地球局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第一項第三号に規定する V S A T 地球局及び設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められているものに限る。）、航空機地球局及び携帯移動地球局に限る。）に使用するための特定無線設備
- (二) 免許又は登録を要しない無線設備であつて、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項第十九号、第十九号の二、第十九号の三及び第七十

八号から第八十一号まで並びに電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年総務省令第二十七号）第三条による改正前の証明規則第二条第一項第十九号の三から第十九号の三の三までに掲げる無線設備

## ○総務省告示第 号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第二号第七注十二(2)の規定に基づき、基地局、陸上移動中継局及び地球局に使用する無線設備について、発射する電波の特性に影響がないと想定される部品を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

一 無線設備の工事設計に含まれる次に掲げる部品であつて、当該無線設備が発射する電波の特性に影響がないと想定されるものとして工事設計認証を受けようとする者が特定し、登録証明機関又は承認証明機関の確認を受けたもの

- 1 筐体（空中線と一体となっているものを除く。）
- 2 電源開閉器
- 3 電源設備（蓄電池を含む。無線設備系統図に記載されている定格電圧に変更がないものに限る。）
- 4 電子計算機の冷却装置（放熱又は吸熱を行う部分品を含む。）
- 5 電子計算機の記憶装置
- 6 無線設備の動作状態を表示する装置

- 7 光ファイバケーブル
- 8 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備
- 11 その他工事設計の無線設備系統図及び部品の配置を示す図面等を勘案して無線設備が発射する電波の特性に影響がないと登録証明機関又は承認証明機関が認めるもの

## ○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改 出 後

改 出 前

第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領

[1～3 略]

[第2 略]

第3 携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

[1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 周波数	[1 略] 2 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。また、トンネル内に設置された <u>無線設備又は分散型アンテナシステムの基地局（基地局から発射される電波を複数の送受信装置に分配し、各送受信装置から発射される電波が一体として一</u>	[略]

第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領

[1～3 同左]

[第2 同左]

第3 携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

[1・2 同左]

3 [同左]

[一・一の二 同左]

二 [同左]

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 [同左]	[1 同左] 2 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。また、トンネル内に設置された <u>無線設備</u> であって、直接測定を行うことが困難なものについては、 <u>空中線</u> から輻射される電波を測定する。	[同左]

	<p><u>の基地局の役務の提供に係る区域を構成する基地局をいう。</u>以下同じ。)の無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、<u>任意の一の装置の空中線から</u>輻射される電波を測定する。</p>	
[略]		
4 占有周波数帯幅	<p>[1 略]</p> <p>2 1の規定にかかわらず、トンネル内に設置された<u>無線設備又は分散型アンテナシステム</u>の基地局の無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、<u>任意の一の装置の空中線から</u>輻射される電波を測定する。</p> <p>[3 略]</p>	[略]
5 空中線電力	<p>[1 略]</p> <p>2 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された<u>無線設備又は分散型アンテナシステム</u>の基地局の無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及</p>	[略]

[同左]		
4 [同左]	<p>[1 同左]</p> <p>2 1の規定にかかわらず、トンネル内に設置された<u>無線設備</u>であって、直接測定を行うことが困難なものについては、<u>空中線から</u>輻射される電波を測定する。</p> <p>[3 同左]</p>	[同左]
5 空中線電力	<p>[1 同左]</p> <p>2 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された<u>無線設備</u>であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意</p>	[同左]

	び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。 [3 略]	
[略]		

[注1～注4 略]

三 総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。なお、無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

総合試験の方法等	検査の成績
1 代表的な周波数等を用い以下の確認を行う。 (1) 通信の相手方との通信確立 (2) 通信の相手方と通信を継続するために必要なデータの送受信 (3) ハンドオーバー（当該機能を備えるものに限る。）	正常に機能しないときは、「不可」とする。
<u>2</u> [略]	[略]

[注 略]

	の一の装置で測定する。 [3 同左]	
[同左]		

[注1～注4 同左]

三 [同左]

[同左]

総合試験の方法等	検査の成績
1 通信の相手方並びに使用する電波の型式及び周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地に通信を行う。 (1) 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定 (2) 無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データの良否	正常に機能しないときは、「不可」とする。
2 携帯無線通信の基地局等及び陸上移動中継局にあつては、任意の1チャンネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	正常に機能しないときは、「不可」とする。
<u>3</u> [同左]	[同左]

[注 同左]

備考 表の [ ] の記載は下記による。

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

[1・2 略]  
 3 無線設備等  
 [一・一の二 略]  
 二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	<p>[ア～オ 略]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局（以下「基地局等」という。）及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[7] 略</p> <p>(イ) 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。また、トンネル内に設置された<u>無線設備又は分散型アンテナシステムの基地局（基地局から発射される電波を複数の送受信装置に分配し、各送受信装置から発射される電波が一体として一の基地局の役務の提供に係る区域を構成する基地局をいう。以下同じ。）の無線設備</u>であって、直接測定を行うことが困難な</p>

改正前

[1・2 同左]  
 3 [同左]  
 [一・一の二 同左]  
 二 [同左]

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 [同左]	<p>[ア～オ 同左]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局（以下「基地局等」という。）及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[7] 同左</p> <p>(イ) 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。また、トンネル内に設置された<u>無線設備</u>であって、直接測定を行うことが困難なものについては、<u>空中線</u>から輻射される電波を測定する。</p>

	ものについては、 <u>任意の一の装置の空中線</u> から輻射される電波を測定する。
[略]	
4 占有周波数帯幅	[ア・イ 略] ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された <u>無線設備又は分散型アンテナシステムの基地局の無線設備</u> であって、直接測定を行うことが困難なものについては、 <u>任意の一の装置の空中線</u> から輻射される電波を測定する。
5 空中線電力	[ア～サ 略] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあつては、次のとおりとする。 〔7〕 略 (4) 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された <u>無線設備又は分散型アンテナシステムの基地局の無線設備</u> であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。

[同左]	
4 [同左]	[ア・イ 同左] ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された <u>無線設備</u> であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、 <u>空中線</u> から輻射される電波を測定する。
5 [同左]	[ア～サ 同左] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあつては、次のとおりとする。 〔7〕 同左 (4) 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された <u>無線設備</u> であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。

[ゆ] 略

[6～21 略]

[注1～注5 略]

三 総合試験

[略]

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[1～5 略]		
6 携帯無線通信等を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局	(1) 代表的な周波数等を用い以下の確認を行う。 ア 通信の相手方との通信確立 イ 通信の相手方と通信を継続するために必要なデータの送受信 ウ ハンドオーバー（当該機能を備えるものに限る。） (2) 監視装置、制御装置及び警報装置を備える場合は、それぞれの装置の動作状況についても確認する。	記載に当たっては、使用設備名、使用した電波の型式及び周波数も併せて記載すること。
7 その他の無線局	(1) 通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地通信を行う。 ア 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定 イ 感度、明瞭度、混信妨害及び雑音等の有無 ウ 無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データ、画像の表示の良否 (2) 複数の伝送ルートを有する場合には、通信の相手方ごとに代表的な周波数を選定し、実地通信を行う。	記載に当たっては、使用設備名、使用した電波の型式及び周波数、伝送ルート、中継した無線局名を併せて記載すること。

[ゆ] 同左

[6～21 同左]

[注1～注5 同左]

三 [同左]

[同左]

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[1～5 同左]		
6 その他の無線局	(1) 通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地通信を行う。 ア 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定 イ 感度、明瞭度、混信妨害及び雑音等の有無 ウ 無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データ、画像の表示の良否 (2) 複数の伝送ルートを有する場合には、通信の相手方ごとに代表的な周波数を選定し、実地通信を行う。	記載に当たっては、使用設備名、使用した電波の型式及び周波数、伝送ルート、中継した無線局名を併せて記載すること。

ただし、単一通信路の固定局にあ  
っては、代表的な通信の相手方を選  
定する。

- (3) 監視装置、制御装置及び警報装置  
を備える場合は、それぞれの装置の  
動作状況についても確認する。

[注1・注2 略]

ただし、単一通信路の固定局にあ  
っては、代表的な通信の相手方を選  
定する。

- (3) 監視装置、制御装置及び警報装置  
を備える場合は、それぞれの装置の  
動作状況についても確認する。

[注1・注2 同左]

備考 表中の [ ] の記載は別記による。

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ヲの規定に基づき、平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>〔一〕 3 略</p> <p>4 <del>ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備を新たな認証工事設計に合致するように変更の工事を行う場合は、ソフトウェアの書換えを行う前に、当該書換えによつて第一号(一)又は(二)に掲げる無線設備となる旨を当該無線設備の設置者、所有者又は占有者に確認させるための表示を第二号又は前号に掲げる電磁的方法で行うこと。この場合において、第二号又は前号に掲げる電磁的方法により確認した後、書換えを行い、第二号又は前号に掲げる電磁的方法で第一号(一)又は(二)に掲げる旨を表示することができるものであること。</del></p> <p>四 〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>〔一〕(二) 略</p> <p>四 <del>ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備を新たな認証工事設計に合致するように変更の工事を行う場合は、ソフトウェアの書換えを行う前に、当該書換えによつて第四項に掲げる無線設備となる旨を当該無線設備の設置者、所有者又は占有者に確認させるための表示を第一号(一)又は(二)に掲げる電磁的方法で行うこと。この場合において、第一号(一)又は(二)に掲げる電磁的方法により確認した後、書換えを行い、第二号(一)又は(二)に掲げる電磁的方法で第一号(一)に掲げる旨を表示することができるものであること。</del></p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>〔五 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔一〕 3 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔一〕(二) 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>〔五 略〕</p>
<p>備考 表中の「<u>    </u>」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第四号ヲの規定に基づき、令和四年総務省告示第二百九十一号（無線設備規則第四十九条の二十第四号ヲの規定に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一〕三 略〕  四 〔略〕  〔一〕三 略〕  4 ソフトウェアの書換えにより適合表示無線設備を新たな認証工事設計に合致するように変更の工事を行う場合は、ソフトウェアの書換えを行う前に、当該書換えによつて第四項に掲げる無線設備となる旨を当該無線設備の設置者、所有者又は占有者に確認させるための表示を第二号又は第三号に掲げる電磁的方法で行うこと。この場合において、第二号又は前号に掲げる電磁的方法により確認した後、書換えを行い、第二号又は前号に掲げる電磁的方法で第一号に掲げる旨を表示することができるものであること。  〔五・六 略〕</p>	<p>〔一〕三 同上〕  四 〔同上〕  〔一〕三 同上〕  〔新設〕  〔五・六 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	